

「松阪市工場立地法に基づく準則を定める条例の改正（案）」に対する意見と市の回答

意見募集期間：令和7年9月25日から令和7年10月24日（30日間）

番号	ページ	ご意見等	市の回答
1	3ページ	土地の購入価格には必要緑地面積分も購入費用に含まれております。 緑地である為、生産活動を行えない部分に費用がかかってしまいます。 改正を行っていただくと、工場の面積を大きく出来る、従業員の駐車場が確保できるなど、緑地を5%に出来ると企業としてはメリットがとても大きいと考えます。	ご意見ありがとうございます。 本条例案の改正により、周辺環境との調和を確保しつつも土地の有効活用をいただくことで、市内への新たな投資の促進、ひいては市内産業の振興及び雇用の拡大につながるものと考えています。
2	3ページ	緑地の管理についても、コストがかかっています。 緑地部分は定期的に管理しない事（雑草が伸びる・植木の枯れ等）で、企業のイメージが悪くなる部分も少なからずありますので、緑地管理のコストが削減できること、企業のイメージを損なうことも減り、メリットになります。	ご意見ありがとうございます。 本条例案により、市内で操業いただく事業者様の緑地管理の負担削減により、円滑な操業につながるものと考えています。 一方で、緑地面積率等が引下げられた地域においても、周辺環境との調和の確保に向けて緑地等は重要であるため、適切に配置いただくよう引き続き指導していきます。